

令和5年6月9日

産業厚生委員会

阿久根市議会

1 会議名 産業厚生委員会

2 日時 令和5年6月9日(火)

午後1時15分開会

午後1時47分散会

3 場所 第1委員会室

4 出席委員

竹之内 和 満 委員長、大 野 雅 子 副委員長、白 石 純 一 委 員、
竹 原 信 一 委 員、大 田 基 次 委 員、牟 田 学 委 員、
濱 田 洋 一 委 員

5 事務局職員

議事係主任 松 林 俊 介

6 会議に付した事件

陳情第5号 海の家の事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情

7 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過

竹之内和満委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は、陳情第5号、海の家の事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情の1件です。

なお、令和4年第2回定例会において、海の家の経営者側からの本件と関係のある陳情が提出され、陳情者等から陳情趣旨や意見を聴取して審査し、趣旨採択しております。

このような経緯もありますので、陳情の審査につきましては、会期日程のとおり6月19日と20日に行う予定ですが、委員会において審査方法を協議し、参考人招致を決定した場合、参考人との日程調整の期間が取れないことから、会期日程のとおり審査を行うことが難しくなると考えております。

したがって、あらかじめ所管課の説明の要否と参考人招致の要否などについて協議していただき、必要とされた場合、会期内に参考人招致ができるよう調整しようと考えています。

よって、本日は、会期日程で予定しておりませんが、委員会を円滑に進行するためにこれらについて協議したいと考えております。

○ 議案第5号 海の家の事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情

竹之内和満委員長

この際、陳情第5号を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により牟田学委員の退席を求めます。

それではまず、この陳情の審査において所管課、商工観光課に対し、現状の説明を求め、質疑を行う必要があるかどうか、皆様の御意見をお伺いいたします。

濱田洋一委員

陳情第5号につきまして、今、委員長からありましたけれども、陳情趣旨等を確認した中で、所管課に来ていただいて、この陳情事項に関わる説明、そして質疑等させていただいた後にですね、参考人として陳情された方々をお呼びして、陳情趣旨またはその陳情事項についてお考えをお聞きするというような流れでよろしいかと思えます。

白石純一委員

まず所管課を呼ぶことが必要だと思えますが、先ほど委員長から出た商工観光課だけではなくてですね、ウミガメ、シロチドリのプロテクションという観点では市民環境課も関わってきますので、両課を、別々なのか、一緒にいいと思うんですけども、2課呼ぶべきかと思えます。

竹之内和満委員長

ほかの方はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、所管課、商工観光課と市民環境課の二つの課をお呼びして説明していただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということで、そのように決しました。

〔発言する者あり〕

次に、陳情者に対し、参考人として出席を求める必要があるかどうか、皆様の御意見をお伺いいたします。

白石純一委員

陳情者を参考人として呼びいただきたいと思います。

竹原信一議員

順番がですよ、陳情者を先にしたほうがいいのか、所管課の話聞いた後に、どっちを先にするか決めましょうよ。

白石純一委員

私は、所管課を先に呼んで状況を把握をした上で、陳情者を呼ぶべきじゃないかなと思います。

竹原信一議員

だから、まず所管課を呼ぶ。それはまず決定。

そのあと、どっちを先にするかはそのとき考えましょうよ。どうもね、いろいろありそうだから。

だってさ、訴えられている側は、どっちかっていうと海の家側。そっちのことを、私たちはもうちょっと調べる必要もあろうかと思うんですよね。陳情者を先にしたほうがいいのかな。

濱田洋一委員

この陳情趣旨に記載がありますように、昨年第2回定例会で趣旨採択された、これは海の家の方々から出された陳情だったかと思います。

私も審査には入っておりませんが、趣旨採択で結論だったということで認識してはいるんですが、この陳情趣旨を見てみますと、その後、書いたものというか、覚書とかそういうので残したほうがいいということで、そのときは結論づけられているような状況じゃないかなと。

ただ、そこら辺を私も具体的に分かりませんので、ほかの委員の方もですから、まずは先ほど白石委員からもありましたとおり、所管課である商工観光課、市民環境課からの今の現状説明、そして、これまでの経緯に対する具体的な説明をいただいて、質疑を行った後に、参考人として陳情者をお呼びすると。

この流れが1番いいのかなと思います。

竹原信一委員

一応、担当課の話聞いてから考えましょうよ、次のステップは。まず担当課だから。

白石純一委員

陳情者のスケジュールを早めに押さえた方がいいと思いますし、陳情者を呼ぶということは、皆さん呼んだほうがいいと思われるのであれば、所管課の説明の直後に陳情者を呼ぶべきだと思います。

そして、さらに、陳情者以外に、例えば、海の家の方を呼ぶべきかを検討していただければと思います。

竹之内和満委員長

いかがでしょう。呼ぶ順番はさておき、まず呼ぶかどうか。

竹原信一委員

次回、担当課の話聞いて決めればいいんじゃない。

竹之内和満委員長

それは、もう担当課を呼ぶときには参考人は呼ぶように。

〔竹原信一委員「最初から調整するの」と呼ぶ〕

今からして、19日に合わせるような形にしないと。だから、今決めなきゃいけない。

竹原信一委員

ああそう。じゃあやっちゃっていいよ。

竹之内和満委員長

それでは、陳情者を参考人として出席を求める必要があるということに対して、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

参考人の出席を求めての委員会の日時については、参考人と調整しますので、詳細は委員長に御一任願います。

調整出来次第、皆様にお知らせいたします。

次に、そのほかの審査方法、ほかに誰を呼ぶか、海の家とか。御意見をお願いいたします。

竹原信一委員

どっちみちその時決めていいんじゃないですか。今決めたら、もう調整に入るわけ。

竹之内和満委員長

そうです。調整に入ります。

竹原信一委員

じゃあ呼びましょうよ。

竹之内和満委員長

誰を呼ぶか。海の家は2業者、はしコーポレーション、そういうことも含めて、御意見を願います。

竹原信一委員

海の家は2件だけ、3件じゃないか、プラス、駐車場の所有者である、はしコーポレーション。

大田基次委員

そこはやっぱり順番がいるんじゃないですか。

栞さんを呼ぶのであれば、栞さん、土地をもってる人を先に呼んで聞いて、だからその次が陳情された人かな。

〔発言する者あり〕

竹原信一委員

だから日程調整にもう入っちゃって、それはその都合でやるしかないんじゃないの。

竹之内和満委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後1時25分～1時42分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、協議を行います。

今、大野委員が関係者ということで退席になりました。

それでは審査方法ですね、海の家または関係者を呼ぶかということに対して、御意見をお願いいたします。

白石純一委員

19日月曜日に所管課の2課を呼んで、その後に陳情者を参考人として呼び、そして、現地調査をして、その後、海の家事業者を呼ぶべきか、また、グランピング施設の事業者を呼ぶべきかを審査し、呼ぶべきだということであれば、翌火曜日に来ていただく可能性があるということを委員長から調整いただければいかがかなと思います。

竹之内和満委員長

月曜日にそういう現地調査までした上で、火曜日に呼ぶかどうかを決めるということですか。

濱田洋一委員

ただいま白石委員からありました、そのような流れで開催していただければよろしいかと思えます。

竹之内和満委員長

ほかの方は。

〔発言する者あり〕

休憩します。

(休憩 午後1時43分～午後1時44分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

海を家の事業者を呼ぶかどうかは今の時点では決めずに、19日月曜日次第で呼ぶかどうかを決める。ただし、一応、打診はしておく。それぞれの事業者、または、はしコーポレーションに関しては、19日の委員会の現地視察後に、呼ぶ呼ばないを決定するというので、皆さん御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

本日協議していただき行うことになった審査を含め、本件の審査については、19日の予算委員会終了後に産業厚生委員会を行います。

詳細な日時については、委員長に御一任いただいておりますが、所管課、参考人との調整が必要なことから、審査の順についても効率的な開催ができるように、今、話されたようになるように持っていくしますので、臨機応変に対応していきたいと考えておりますので、御了承ください。

以上で、本日の産業厚生委員会を終了いたします。

(散会 午後1時47分)

産業厚生委員会委員長 竹之内 和 満